



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社おきなわフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 山城 正 保
(コード番号 7350 東証プライム、福証)
問合せ先 総合企画部長 内 間 徹
TEL 098 - 860 - 2141

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、本年6月27日開催予定の第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第26条（取締役会の招集権限および議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 変更案 | 現行案 |
|--|--|
| 第26条 取締役会の招集権限および議長 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が、会長を置かない場合または会長に事故があるときは社長が、招集し、議長となる。 <u>ただし、あらかじめ取締役が定めた取締役がいるときは、その取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 | 第26条 取締役会の招集権限および議長 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。会長を置かない場合または会長に事故あるときは社長が、 <u>社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月27日 (予定)
定款変更の効力発生日 2023年6月27日 (予定)

以上